

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。**※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。**

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人)本人用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年()第 号 物件番号
陳述	私は、暴力団員等ではありません。 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。 <input type="checkbox"/> 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
買受申出人(個人)	(陳述書作成日)令和 年 月 日 住所 (フリガナ) 氏名 (印) 性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年()第 号 物件番号
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。 <input type="checkbox"/> 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
買受申出人(法人)	(陳述書作成日)令和 年 月 日 法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 (印) 役員 別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項	
1	住所 (フリガナ) 氏名 性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日
	2 住所 (フリガナ) 氏名 性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日
	3 住所 (フリガナ) 氏名 性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日
	4 住所 (フリガナ) 氏名 性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 6年 4月11日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 藤原政徳

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 6年 4月25日 午前 9時00分から 令和 6年 5月 7日 午後 5時00分まで
開札期日 場 所	令和 6年 5月13日 午前 9時30分 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日 場 所	令和 6年 5月24日 午前10時00分 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため, 令和 6年 4月11日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和5年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1,2	10,430,000 8,344,000	一括	2,090,000	87,741	25,114
1	4,800,000				
2	5,630,000				
備考					



物 件 目 録

- 1 所 在 吹田市岸部中二丁目
地 番 538番3
地 目 宅地
地 積 171.90平方メートル
- 共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分4分の1
共有者 C 持分4分の1
- 2 所 在 吹田市岸部中二丁目538番地3
家屋 番号 538番3
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき2階建
床 面 積 1階 133.40平方メートル
2階 111.30平方メートル
- 共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分4分の1
共有者 C 持分4分の1



物件明細書

令和 5年10月23日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 藤原政徳

-
- 1 不動産の表示
【物件番号1, 2】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1, 2】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者Aが占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 吹田市岸部中二丁目
地 番 538番3
地 目 宅地
地 積 171.90平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分4分の1
共有者 C 持分4分の1
- 2 所 在 吹田市岸部中二丁目538番地3
家屋 番号 538番3
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき2階建
床 面 積 1階 133.40平方メートル
2階 111.30平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分4分の1
共有者 C 持分4分の1



令和 5年(又)第 140号
令和 5年 9月 1日受理
令和 年 月 日提出
5.9.21

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 中山 隆 司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 吹田市岸部中二丁目
地 番 538番3
地 目 宅地
地 積 171.90平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分4分の1
共有者 C 持分4分の1
- 2 所 在 吹田市岸部中二丁目538番地3
家屋 番号 538番3
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき2階建
床 面 積 1階 133.40平方メートル
2階 111.30平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分4分の1
共有者 C 持分4分の1



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	吹田市岸部中二丁目2番8号
土地	物件1
現況地目	■宅地(物件1) □公衆用道路(物件) □ (物件)
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	「その他の事項」のとおり
建物	物件2
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点異なる(□主たる建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:
物件目録にない附属建物	■ない 種類: □ある 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	■建物所有者(A) □その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 □ある [保管開始日 平成 年 月 日
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 表札等の表示

郵便受け等に表示は存在しない。

■ 目的土地の状況

1 目的土地につき、評価人と共に適宜の辺長を概測した結果、その形状は、概ね土地建物位置関係図のとおりである。

地積は、概ね登記数量に一致すると思われるが、道路との境界が不明確なことから、正確には、関係者の立会いのうえ専門家の測量を要する。

2 目的土地の北西側にカーポートが存在する。

3 目的土地の地積測量図は、当該法務局に備え置きされていない。

■ 目的建物の状況

1 目的建物は、概ね間取略図のとおりである。

2 目的建物内に雨漏り、床の撓み、損傷等が見受けられ、全体的に経年相当の劣化が認められる。

3 目的建物のカーポート、門扉、ブロック塀等が西側道路上に越境している。

4 また、南側ブロック塀が、南側道路上に越境している可能性がある。

■ 接面道路の状況

1 目的土地の西側が接面する道路（幅員約3.6m）は、建築基準法42条2項道路である。

2 目的土地の南側が接面する道路（幅員約3.4m）は、建築基準法42条2項道路である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A	<ol style="list-style-type: none">1 目的建物には、私が居住しています。B（次男）、C（長男）は居住していません。Cとは連絡が取れません。2 目的建物等の使用について、B、Cとの間で金銭等の授受はありません。3 目的建物のカーポートやブロック塀等が西側道路に越境していると思います。南側道路については、越境していないと思います。4 2階洋室の天井から雨漏りがします。

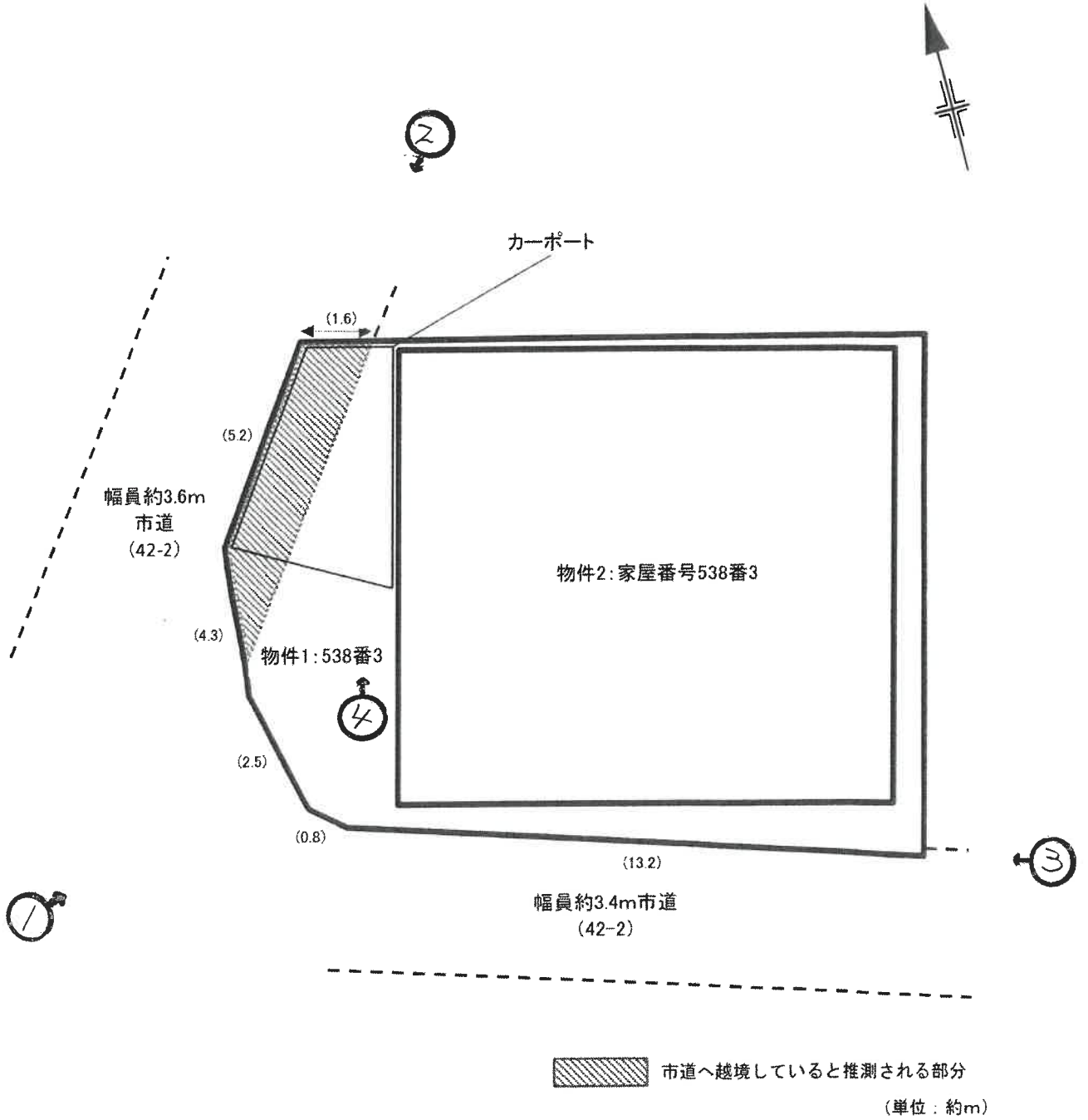
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
5年 9月 1日 16:30-16:45	大阪法務局池田出張所	公図等調査
5年 9月 4日 12:35-12:55	物件所在地	物件及び占有確認 (Aに面接), 連絡文書手交
5年 9月 4日 13:05-13:10	吹田市役所	道路等調査
5年 9月 8日 13:30-13:40	当庁	申立人の代理人弁護士 (担当者) から電話聴取
5年 9月11日 9:05-10:30	物件所在地	立入調査 (Aに面接), 評価人帯同, 検尺 (概測) 写真撮影
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
(特記事項) <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち合わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 <input type="checkbox"/>		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図(略図)

令和5年(又)第140号

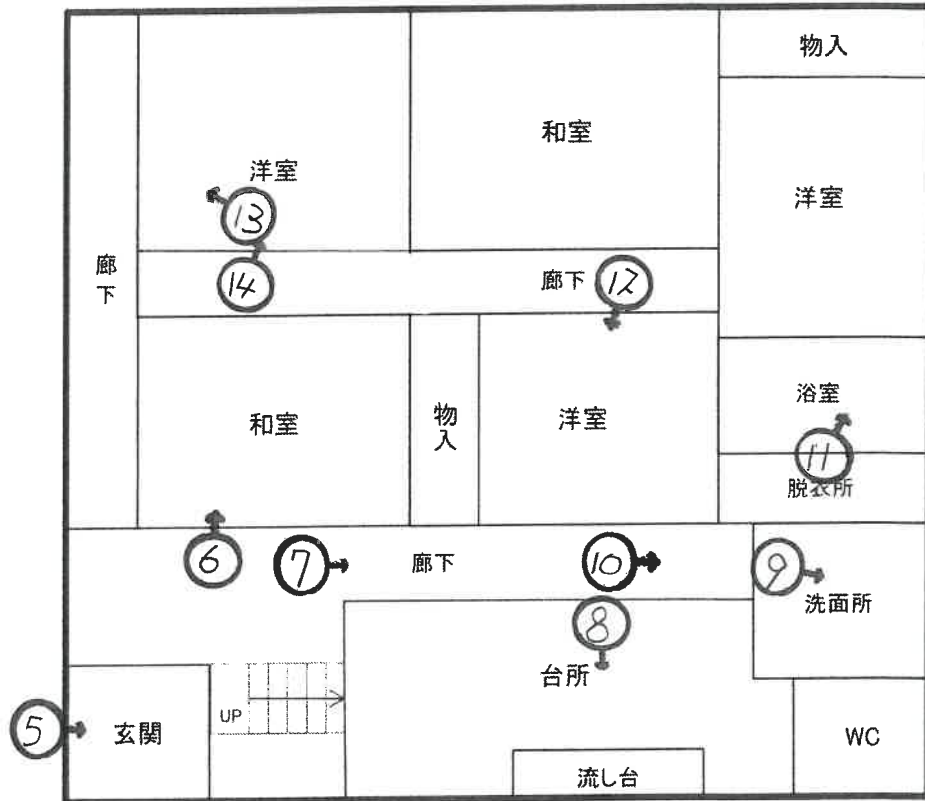


(←○写真撮影場所・方向)
(線尺は概測である)

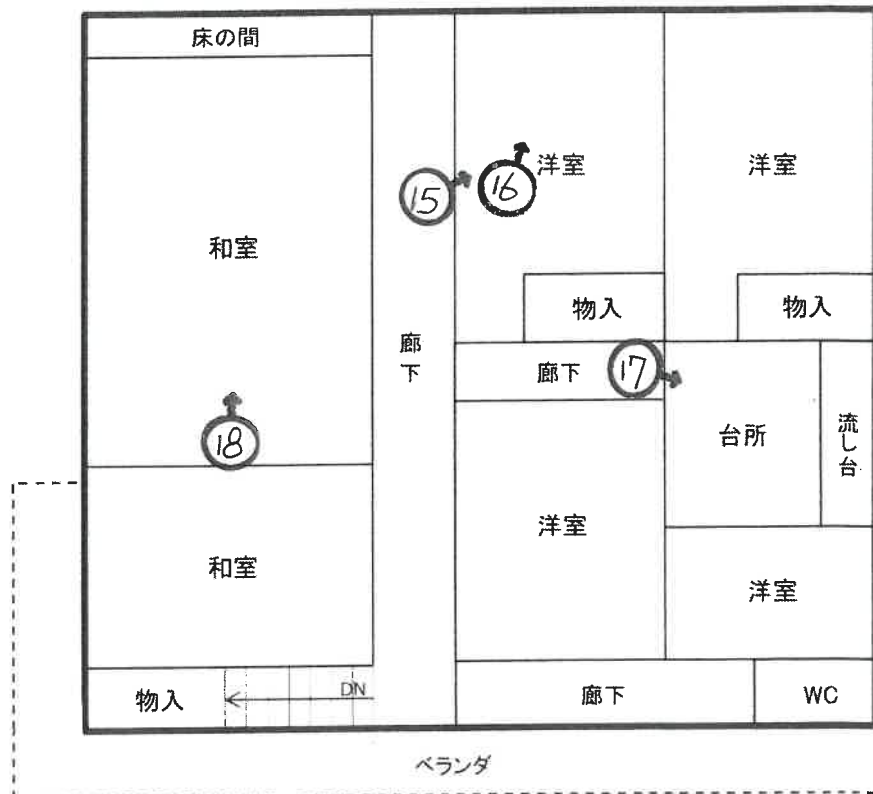
間取略図

令和5年(又)第140号

【1F】



【2F】



(7枚目)

(←○写真撮影場所・方向)



①

目的建物



②



③

(8 枚目)



4



5



6

(9 枚目)



7



8

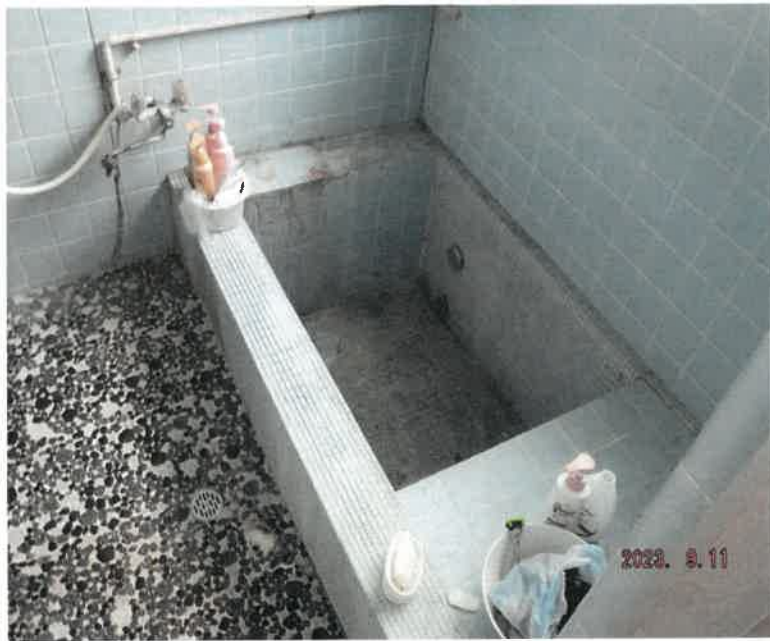


9

(10 枚目)



10



11



12

(// 枚目)



13



14



15

(12 枚目)



16



17



18

(13 枚目)

令和5年（又） 第140号
令和5年9月11日 現地調査
令和5年10月5日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書 (補正後)
(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

石丸 都子

第1 評価額

一括価格	
金 10,430,000円	
内訳価格	
物件1	金 4,800,000円
物件2	金 5,630,000円

- 1 一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	物件目録記載のとおり	特記事項記載のとおり
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	特記事項記載のとおり
番号	特記事項		
1	<p>①現地を概測したところ、登記数量と現地計測の概測数量は概ね一致した。形状は建物図面と概ね一致した。但し、北側及び東側部分については概測できなかったほか、目的土地については、地積測量図が据え置かれておらず、現地においても境界杭等が見当たらず、隣接地との境界が判然としない箇所が存することから、目的土地の正確な現況把握及び地積の確定には隣地所有者等の関係者立会の下、専門家の測量に基づく確定を要する。</p> <p>②物件1が西側及び南側で接道する市道は、いずれも建築基準法第42条第2項に該当し、建物再建築等の際、西側で約0.2m、南側で約0.65mのセットバックが必要である。但し、西側セットバック部分については、後記2の通り、目的建物のカーポートや門扉、ブロック塀等の一部が西側市道に越境している可能性があることから、評価にあたっては、市場性修正において越境部分の減価として考慮することとした。なお、現地において境界杭等が見当たらず、市道との境界が判然としないことから、セットバック面積等の正確な把握には専門家による測量を要する。</p> <p>③物件1は、物件2（目的建物）の敷地となっている。</p> <p>④物件1の北西側にカーポートが存在する。</p>		
2	<p>目的建物のカーポートや門扉、ブロック塀等の一部が、西側の市道に越境している可能性があるほか、南側のブロック塀が南側市道に越境している可能性があるが、正確には専門家による測量を要する（別添「土地建物位置関係図（略図）」参照）。</p>		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR東海道本線 岸辺駅 南西方 道路距離 約960m (別添「位置図」参照)		
付近の状況	中小規模一般住宅のほか事業所、保育園等が見られる住宅地域		
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)		府道大阪高槻京都線より 東方25mまでの範囲	府道大阪高槻京都線より 東方25m超の範囲
	都市計画区分	市街化区域	市街化区域
	用途地域	第2種住居地域	第1種住居地域
	建ぺい率	60%	60%
	容積率	200%	200%
	防火規制	準防火地域	準防火地域
	その他の規制	25m第4種高度地区、居住誘導区域、都市機能誘導区域(⑥JR岸部区域)、屋外広告物規制区域(一般制限区域)	16m第4種高度地区、居住誘導区域、都市機能誘導区域(⑥JR岸部区域)、屋外広告物規制区域(一般制限区域)
画地条件	規模	171.90㎡	
	形状	略台形	
	間口・奥行	間口(西側)約9.5m・奥行(南辺)約14m	
	高低差等	概ね平坦	
接面道路の状況	西側	幅員約3.6m市道(建築基準法第42条第2項) ※前記「第3 目的物件、特記事項」に記載のとおり、建物再建築等の際、約0.2mのセットバックを要するが、目的建物のカーポートや門扉、ブロック塀等の一部が西側市道に越境している可能性があることから、本件評価にあたっては、西側セットバック部分については、市場性修正において越境部分の減価にて考慮することとした。	
	南側	幅員約3.4m市道(建築基準法第42条第2項) ※建物再建築等の際、約0.65mのセットバックを要する。	
	接道状況	角地、ほぼ等高接面	
土地の利用状況等	現況	一般住宅	
	東側	保育園	
	西側	道路	
	南側	道路	
	北側	事業所	
供給処理施設	上水道	あり	目的物件について左記供給処理施設の稼働状況等については未確認である。
	ガス配管	あり	
	下水道	あり	
	(注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土壌汚染等	目的土地の閉鎖登記簿等によれば、田、池敷、宅地の登記地目、個人、農林省の所有者名の履歴が確認された。過去の住宅地図によると、目的建物建築以前は個人名、白地、工場の表示が確認された。土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による専門調査を要する。		
特記事項	特になし。		

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日	（課税資料記載） 昭和52年築
	経過年数	約47年
	経済的残存耐用年数	約0年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	かわらぶき
	外 壁	吹付け等
	内 壁	繊維壁等
	天 井	柰目天井等
	床	畳、板間等
	設 備	電気、給排水設備等
床面積（現況）	延 244.70㎡ 増築はなく、登記数量と現況は概ね符合している。	
現況用途等	階 層	2階建
	現況用途	居宅
	間取り	1K+K
品 等	普通	
保守管理の状態	雨漏り、床の撓み、損傷等が見受けられ、全体的に経年相当の劣化が認められる。	
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり	
特 記 事 項	<p>①建築確認（有）、検査済証（無）</p> <p>②設備機器の作動の状況は未確認である。</p> <p>③目的建物について、目視した限りにおいてアスベスト含有吹付材は確認できなかった。但し、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。</p>	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) (千円未満四捨五入) オ (ア×イ×ウ×エ)
1	112,000	0.99	171.90	0.90	17,154,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 吹田-45

$$\begin{matrix} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\ 183,000\text{円}/\text{m}^2 & \times 100.8/100 & \times 100/103 & \times 100/160 & = 112,000\text{円}/\text{m}^2 \end{matrix}$$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
1.03 南西+3	1.00	1.00	1.00	1.03

◇地域格差：

街路	接近	環境	行政	総合 (相乗積)
1.02 幅員+2	0.98 駅距離-2	1.60 居住環境等+60	1.00	1.60

イ 個別格差：

接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
1.04 西+1 角地+3	1.00	1.00	0.95 セットバック-5	0.99

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地の適応の状態等を考慮した。

② 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
2	150,000	244.70	0.04	1,468,000

ウ 現価率

経過年数	約47年
経済的残存耐用年数	約0年
観察減価	30%
残価率	5%

耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 0\text{年} / (\text{経過年数} 47\text{年} + \text{経済的残存耐用年数} 0\text{年}) \} \times (1 - 0.3) = 0.04$$

※観察減価は中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
		0.50	イ 法定地上権	
1	17,154,000	0.50	法定地上権	8,577,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ [(ア+イ) ×ウ×エ×オ-カ]
	1	17,154,000	- 8,577,000		0.80	0.70	
2	1,468,000	+ 8,577,000	1.00	0.80	0.70	0	5,630,000
一括価格 (合計)							10,430,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

アスベスト含有建材使用の可能性を否定できないこと (0.90)、越境の可能性があること (0.94)、土壌汚染の可能性を否定できないこと (0.95) を勘案の上、市場性修正率を0.80と査定した (相乗積)。

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価公示 吹田-45

- 所 在 : 吹田市原町1丁目2344番5「原町1-5-4」
価 格 : 183,000円/m²
位 置 : JR東海道本線 吹田駅 北東方 約1.4km (道路距離)
価格時点 : 令和5年1月1日
地 積 : 132m²
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接面街路 : 南西 5m 市道
用途指定等 : 第2種中高層住居専用地域 (建ぺい率60%, 容積率200%)
準防火地域
地域の概要 : 中小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和5年度)

- 物件1 : 12,626,226円
物件2 : 4,162,890円

第7 附属資料

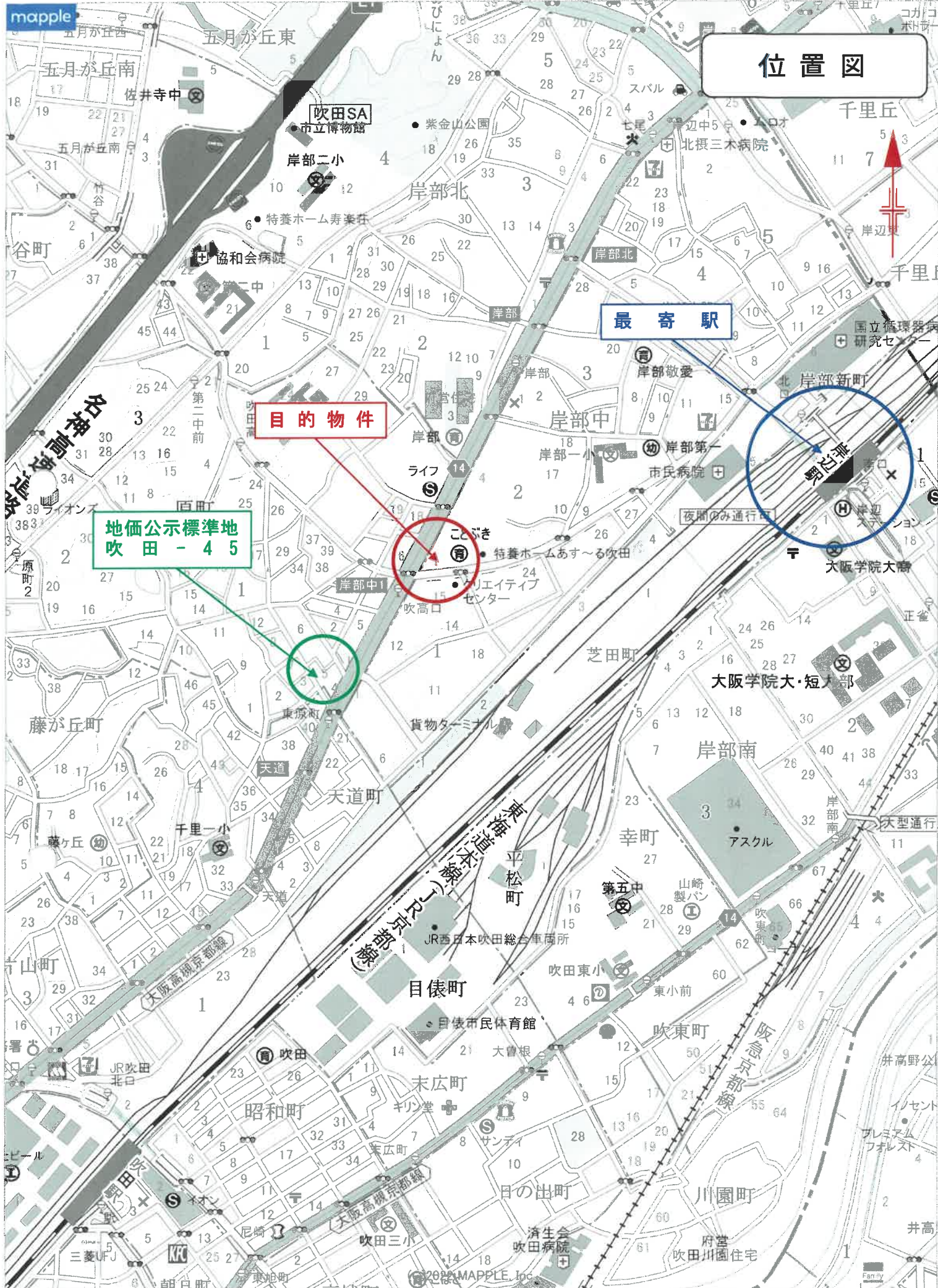
- 1 受命物件の位置図
- 2 公図 (写)
- 3 建物図面・各階平面図 (写)
- 4 土地建物位置関係図 (略図)
- 5 間取略図

以 上

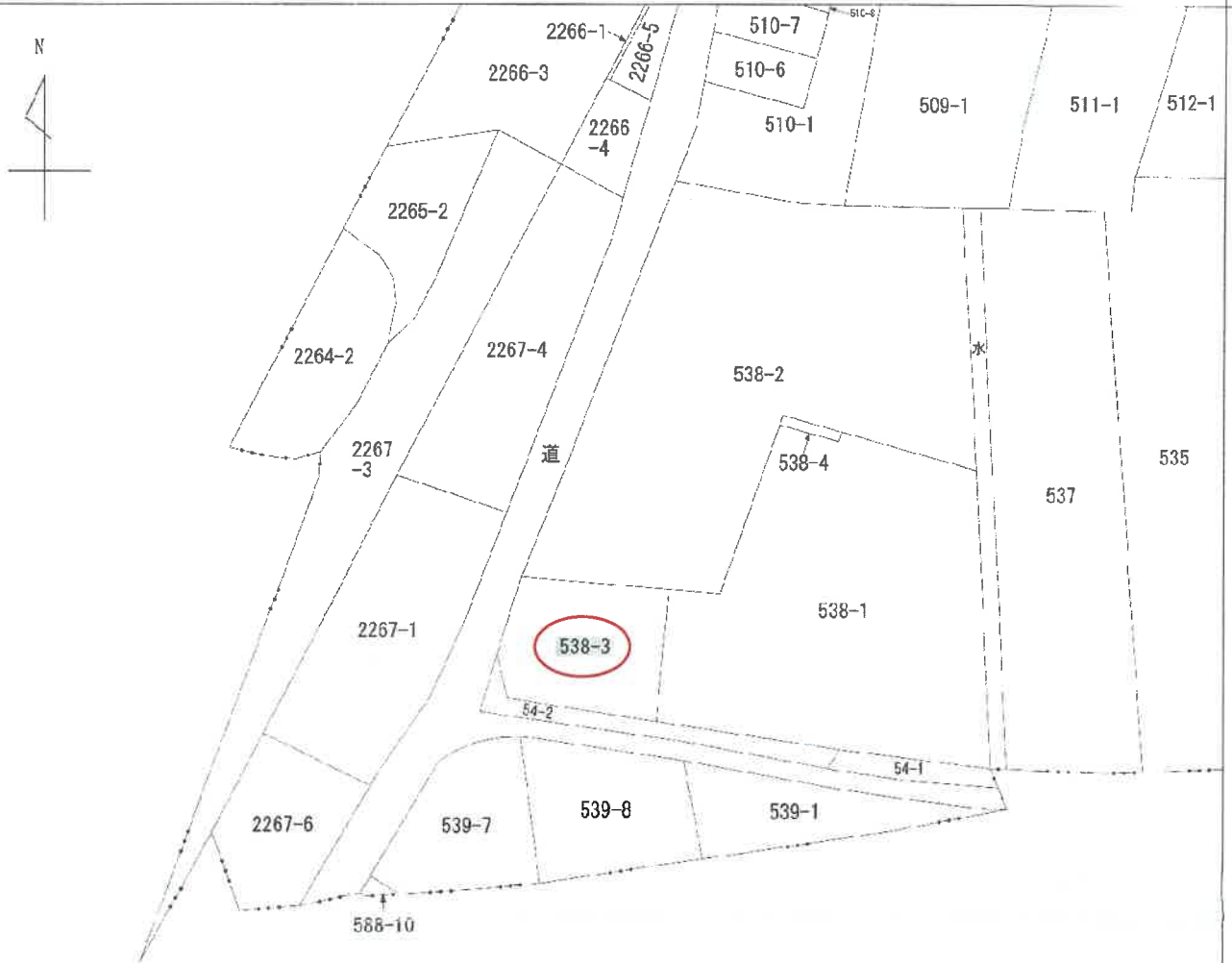
物 件 目 録

- 1 所 在 吹田市岸部中二丁目
地 番 538番3
地 目 宅地
地 積 171.90平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分4分の1
共有者 C 持分4分の1
- 2 所 在 吹田市岸部中二丁目538番地3
家屋 番号 538番3
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき2階建
床 面 積 1階 133.40平方メートル
2階 111.30平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分4分の1
共有者 C 持分4分の1





公図(写)



(注) 地区に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在	吹田市岸部中二丁目			地番	538番3			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局北大阪支局管轄)

令和5年4月19日
大阪法務局

請求番号：28-1
(1/1)

登記官



A3 から A4 に縮小

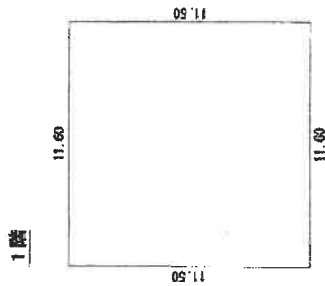
登記年月日：令和5年8月14日

各階平面図

家屋番号 538-3

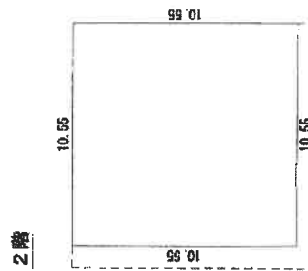
建物図面

建物の所在 吹田市岸部中2丁目538番地3



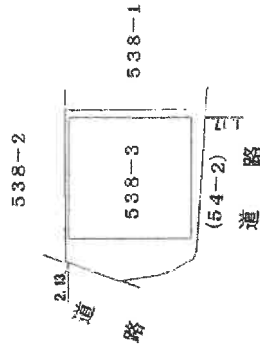
求積法
 $11.60 \times 11.50 = 133.4000$

床面積 133.40 m²



求積法
 $10.55 \times 10.55 = 111.3025$

床面積 111.30 m²

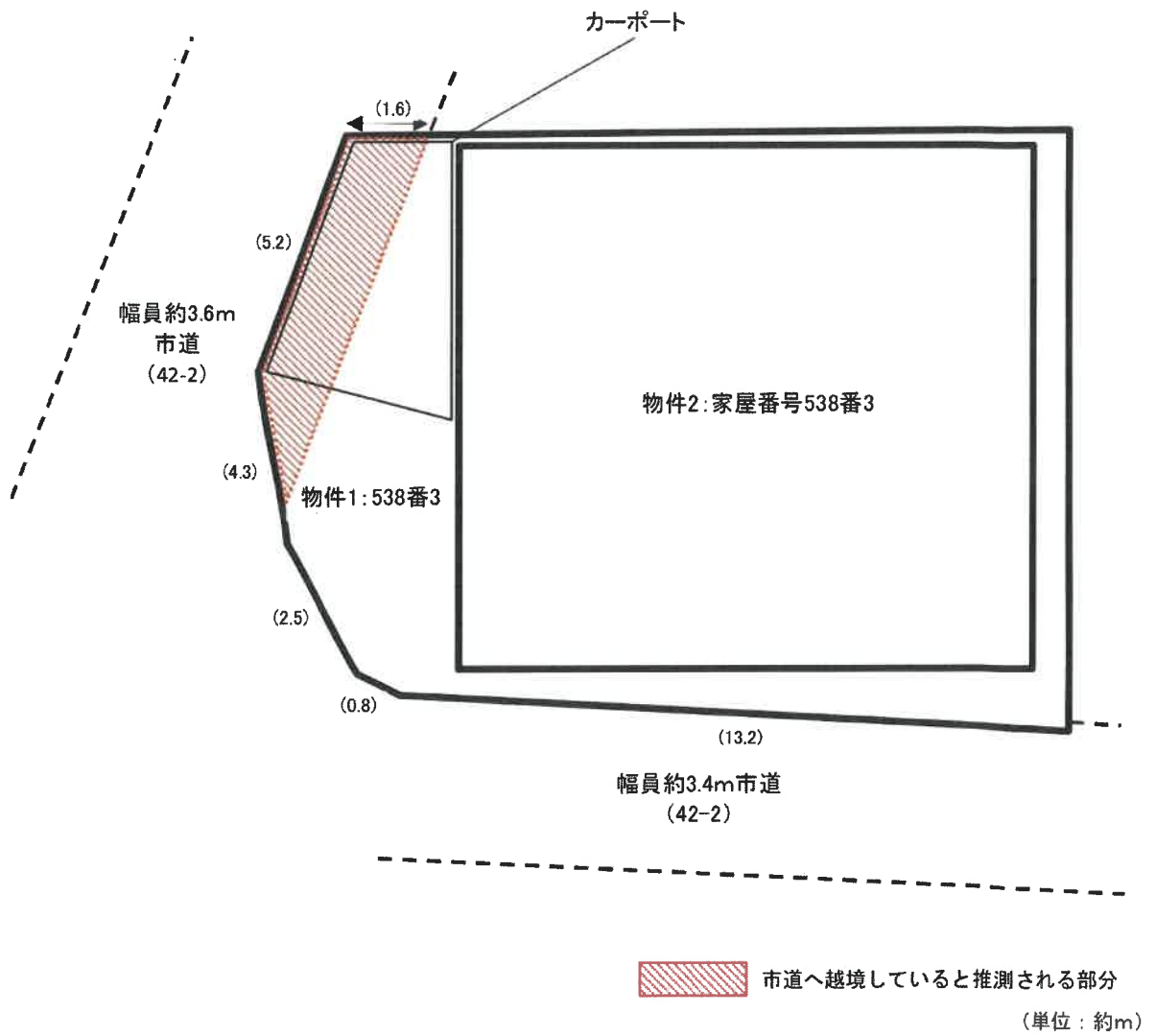


作成者	申請人	縮尺	1/500
		縮尺	1/250
		年 月 日(作成)	

A3 から A4 に縮小

土地建物位置関係図(略図)

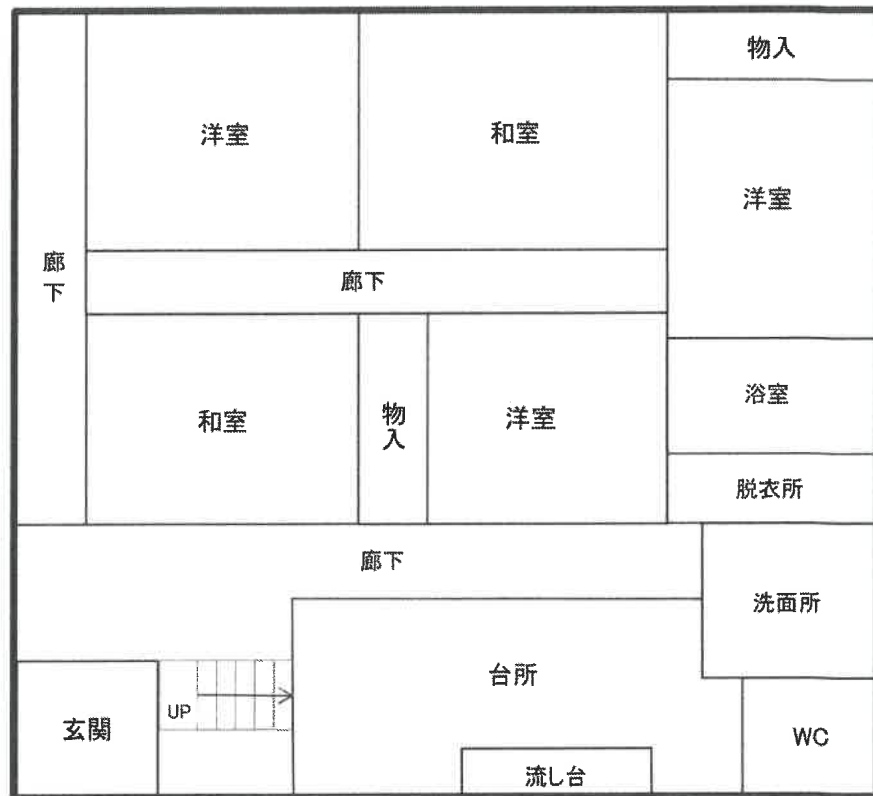
令和5年(又)第140号



間取略図

令和5年(又)第140号

【1F】



【2F】

